

○甲州市水道事業給水条例

平成17年11月1日

条例第170号

改正 平成19年12月26日条例第39号

平成22年7月1日条例第22号

平成25年12月26日条例第37号

平成29年12月25日条例第24号

平成31年3月28日条例第12号

令和元年9月30日条例第35号

令和2年3月25日条例第8号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第10条）

第3章 給水（第11条—第20条）

第4章 料金、加入者負担金及び手数料（第21条—第30条）

第5章 管理（第31条—第37条）

第6章 貯水槽水道（第38条・第39条）

第7章 補則（第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、甲州市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の5種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で専用するもの
- (3) 公衆用給水装置 給水を公衆の用に使用するもの
- (4) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- (5) 臨時用給水装置 臨時の売店、興業、工事現場等で使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の執行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者が定める地域において配水管が施設されていない箇所で給水を受けようとするときは、その工事費を負担し、かつ、配水管の施設を無償で市に提供しなければならない。

4 管理者は、工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管

及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 前項に定める工事については、管理者の指定する市職員の指導及び監督を受けなければならない。
- 4 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 設計費
- (7) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の事由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

- 2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、管理者が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくは条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止しようとするこ

とはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が給水区域（甲州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年甲州市条例第169号）第2条第2項第1号に規定する給水区域をいう。以下同じ。）内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第15条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、管理者が設置し、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を中止し、又は廃止するとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(2) 消防用として消火栓を使用したとき。

(3) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者が指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け、修繕その他必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、前項の規定による措置が講じられない場合において必要と認めるときは、修繕その他必要な処置を講ずることができる。

3 前2項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを免除することができる。

4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は給水する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の検査において特別な費用を要したときは、その実費額を徴収することができる。

第4章 料金、加入者負担金及び手数料

(料金の支払義務)

第21条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を共用するものは、料金及び使用料の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第22条 料金は、次項及び第3項の合計額とする。

2 基本料金及び超過料金は、次のとおりとする。

給水料金（1月につき）				
種類	基本水量	基本料金	超過料金（1m ³ につき）	
			11m ³ から25m ³ まで	26m ³ 以上
専用	10m ³ 以下	1,210円	176円	198円
公衆用	10m ³ 以下	825円	176円	198円
臨時用	1m ³ につき 198円			

3 メーターの使用料は、次のとおりとする。

口径	料金（1月につき）
13ミリメートル	110円
20ミリメートル	275円
25ミリメートル	330円
30ミリメートル	550円
40ミリメートル	770円
50ミリメートル	2,750円

75ミリメートル	3,850円
----------	--------

(水量料金の算定)

第23条 水量料金は、あらかじめ、管理者が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い、その使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、その使用水量をもって定例日の属する月分及びその前月分の水量の料金を算定することができる。

3 管理者は、やむを得ない理由があるときは、前2項の定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

2 共用給水装置の使用水量は、各戸平均とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各戸の使用水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第25条 月の中途において水道の使用を開始、中止等をした場合の料金は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が15日以下のとき 基本料金の2分の1

(2) 使用日数が15日を超えるとき 1箇月として算定した金額

(臨時使用の場合の料金の前納)

第26条 管理者は、臨時給水その他で管理者が必要であると認めたときは、給水装置の使用の申込みの際、管理者が定める料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用中止の届出があったときに精算する。ただし、届出がない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めたときにこれを精算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、水道使用料金等納入通知書又は口座振替により徴収する。

(水道加入者負担金)

第28条 管理者は、給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から水道加入者負担金（以下「負担金」という。）を徴収する。

2 負担金の額は、次の表に定める額（改造する場合の負担金の額は、申込みの口径に係る額との差額）とする。

メーターの口径	負担金
13ミリメートル	88,000円
20ミリメートル	209,000円
25ミリメートル	330,000円
30ミリメートル	473,000円
40ミリメートル	836,000円
50ミリメートル	1,320,000円
75ミリメートル	2,970,000円
100ミリメートル以上	管理者が別に定める額

3 負担金は、当該工事の申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 既納の負担金は、返還しない。ただし、工事を取りやめたとき、工事中の設計変更により差額が生じたとき、その他管理者が特に認めたときは、この限りでない。

（手数料）

第29条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際徴収する。

- (1) 給水装置工事申請手数料 1件につき 4,500円
- (2) 分水工事立会い手数料 1件につき 1万円
- (3) 工事完成検査手数料
 - ア 1回目 1万円
 - イ 2回目以降 5,000円
- (4) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 1万円

(5) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 2,000円

(6) 指定給水装置工事事業者証再交付手数料 1件につき 2,500円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が第9条に規定する工事費、第19条第3項に規定する修繕費、第22条に規定する料金、第28条に規定する加入者負担金又は第29条に規定する手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が正当な理由がなく第23条に規定する使用水量の計量若しくは第31条に規定する検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合におい

て、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態であって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(罰則)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設し、改造し、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく第15条第2項に規定するメーターの設置、第23条に規定する使用水量の計量、第31条に規定する検査若しくは第33条に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第19条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第22条に規定する料金、第28条に規定する加入者負担金、又は第29条に規定する手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

第36条 詐欺その他不正の行為により第22条に規定する料金、第28条に規定する加入者負担金又は第29条に規定する手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(上下水道課職員の家屋等への立入り)

第37条 上下水道課職員(管理者から事務の委託を受けたものを含む。以下この条において「職員」という。)は、給水用具の検査その他給水状況の調査又は職員として正当な行為をするため、使用者の家屋等に立ち入ることができる。この場合において、職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第38条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道を

いう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導及び助言を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理しなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、簡易専用水道に準じて当該貯水槽水道の管理に努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の塩山市水道事業給水条例(平成10年塩山市条例第3号)又は勝沼町水道給水条例(平成10年勝沼町条例第11号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年12月26日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の甲州市水道事業給水条例第22条の規定及び第2条の規定による改正後の甲州市簡易水道条例第3条の規定は、平成20年5月1

日以後に行う水道メーターの検針に係る料金から適用し、同日前に行う水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 7 月 1 日条例第 22 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の甲州市水道事業給水条例第 22 条の規定、第 2 条の規定による改正後の甲州市簡易水道条例第 3 条の規定及び第 3 条の規定による改正後の甲州市飲料水供給施設条例第 3 条の規定は、平成 22 年 10 月 1 日以後に行う水道メーターの検針に係る料金から適用し、同日前に行う水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 26 日条例第 37 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の甲州市水道事業給水条例の一部を改正する条例第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 28 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の水道及びメーターの使用に係る料金並びに給水装置の新設又は改造に係る負担金について適用し、同日前の水道及びメーターの使用に係る料金並びに給水装置の新設又は改造に係る負担金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に水道料金の額が確定するものの当該確定した水道料金の額（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月 30 日後である水道の使用にあつては、当該確定した水道料金のうち、施行日以後初めて確定する水道料金を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。）から施行日以後初めて水道料金の額が確定する日までの月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これ

を1月とする。

附 則（平成29年12月25日条例第24号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の甲州市水道事業給水条例第22条第2項及び第3項並びに第28条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後の水道及びメーターの使用に係る料金並びに給水装置の新設又は改造に係る負担金について適用し、同日前の水道及びメーターの使用に係る料金並びに給水装置の新設又は改造に係る負担金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金の額が確定するものの当該確定した水道料金の額（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定した水道料金のうち、施行日以後初めて確定する水道料金を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。）から施行日以後初めて水道料金の額が確定する日までの月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年9月30日条例第35号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。